

2024年2月5日

会員の皆様

安全技術応用研究会

## 安全技術応用研究会を一般社団法人とすることについて

安全技術応用研究会を「一般社団法人安全技術応用研究会」とすることについて、その趣旨、手続き等は次のとおりです。

### 第1 安全技術応用研究会を一般社団法人とすることの趣旨

**安全技術応用研究会**（以下「**安応研**」という。）は、安全技術の発展・普及による産業界の安全確保を目指し、いわゆる産官学の関係者により1992年に設立されました。

その**目的**は、安全技術の研究開発ならびに普及を通じて、機械や設備の安全技術導入により、人の安全確保と生産性の向上に貢献するとともに、産業界の一層の繁栄を図ることにあります。

「**安応研**」は、会員企業及び個人会員による月例会を中心に機械安全の活動を続けてきており、2024年1月に**月例会は第364回**を迎えるなど**企業の機械安全の普及・確保に大きく寄与**してきたところです。

しかしながら、近年特に法人の会員は減少しており、より多くの企業で機械・設備の安全の取組をいただくという**安応研の目的を達成**するためには、より多くの法人に**安応研の会員としてご参加**いただくことが喫緊の課題とされています。

このため、**任意団体である現在の安応研を一般社団法人という組織に改編し、より社会的に認知された団体として、その目的達成のためさらに積極的な活動を行うこと**といたしました。

会員の皆様にはご理解を賜りたくよろしくお願いいたします。

### 第2 任意団体を一般社団法人とするメリット

#### (1) 各種契約の当事者となれること

一般社団法人名義で事務所を借りたり、銀行口座を開設したり、法人が主体となって契約行為を行えるようになります（現在は会長個人の名義）。

#### (2) 社会的に信用されること（資産の保全ができること）

法人格があるということは、社会的な信用も得やすくなります。任意団体の場合は、仮に代表者が事故・病気等で動けなくなったり、死亡したりした場合は、団体の運営に大きな支障が起きることが少なくないとされます（銀行口座が使えなくなることもあります）。

### 第3 一般社団法人とするための手続き

任意団体である安応研を一般社団法人としますが、組織、活動は基本的にこれまでの安応研の活動と変わることはありません。

ただ、一般社団法人となると、国の認可を受けた団体として、より適正な取組が求められ、一般社団法人化を契機に、より充実した取組、適正な運営に努めてまいります。一般社団法人とする手続きの概要は次のとおりです。

#### 1 研究会総会で研究会を一般社団法人化することの承認等（2/16）

事実上は、安全技術応用研究会を一般社団法人安全技術応用研究会に組織替えをするものです。

しかし、法的な手続きとしては、新たな団体として「一般社団法人安全技術応用研究会」設立の届けをし、その後任意団体の安全技術応用研究会を廃止するという手続きとなります。

その際、任意団体の資産は新たな一般社団法人へ譲渡するものと想定しています。

また、これまでの会員については、原則一般社団法人の会員として継続としています。

具体的には、一般社団法人の定款の附則で、現安応研会員は、自動的に一社安応研の会員となること（新法人設立後1か月以内の退会申し出がない場合）としています。

また会費についてはすでに現安応研に納付している場合は一般社団法人における納付はその限りで納付不要としています。

#### 2 一般社団法人安全技術応用研究会の認定手続きの概要

<設立手続き>

- (1) 設立時社員の選任
- (2) 設立時役員を選任
- (3) 理事会の設置
- (4) 会員制度（任意団体の会員を一般社団法人法上の社員（会員）とする。）  
※新たな入会手続きが一定必要か（研究会会員であった者は設立年度会費不要）
- (5) 一般社団法人の定款作成（研究会の規約をもとに定款を作成）等  
→ 公証役場での定款認証
- (6) 法務局での設立登記申請  
※ 一般社団法人設立登記申請書（必要な書類）
  - ・ 定款
  - ・ 設立時社員の決議書
  - ・ 設立時理事及び設立時監事の就任承諾書
  - ・ 設立時理事及び設立時監事の本人確認証明書
  - ・ 設立時代表理事の選定に関する書面
  - ・ 設立時代表理事の就任承諾書
  - ・ 設立時代表理事の印鑑証明書
  - ・ 委任状
- (7) 一般社団法人の設立総会

<その他>

- 安全技術応用研究会の解散（解散総会）

## 第4 その他

### 1 研究会会員の（一社）安全技術応用研究会への入会手続き等

- ・ 研究会会員については、自動的に（一社）研究会の会員となることとしている（1か月以内の退会申出がない場合）。
  - ・ 研究会会員であった者ですすでに会費納付している場合、“一社”の会員となった場合、“一社”の初年度については年会費を納める必要がないこと。
- ※定款の附則に明記

### 2 研究会の資産の（一社）安全技術応用研究会への移転

- ・ 研究会資産は（一社）安全技術応用研究会に移転する（贈与）。
- ・ 資産移転時の贈与税等の回避（新法人が非営利法人であることが必要）

#### （参考）一社設立のおよその費用見込み

- ・ 公証役場での定款認証費用 : 52,000 円
- ・ 弁護士費用＋公認会計士費用 : 285,000 円
- ・ 設立登記登録免許税 : 60,000 円 計 397,000 円

#### （参考）機械安全のための国の取組の概要

機械安全に関しては、厚生労働省が策定した「**機械の包括安全指針**」を基本とした取組が企業には求められています。

この指針は、平成13年6月に国際規格であるISO-DIS12100の原案を踏まえ厚生労働省が策定したもので、平成19年7月に改正されています(H19.7.31基発第0731001号)。

さらに現在、厚生労働省では、第14次労働災害防止計画（以下「14次防」という。）による労働災害防止の取組を企業に求めています。その中で機械安全については、次の記載があります。

第14次労働災害防止計画（抜すい）※厚生労働省策定、2023年4月からの5か年計画。

製造業では、事業者には次の取組が求められています。

- 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと
  - ・ 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、製造者（メーカー）、使用者（ユーザー）それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。
  - ・ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な代替措置により安全対策を推進する。

以上